

平成二十一年二月二十日受領  
答弁第一一八号

内閣衆質一七一第一一八号

平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）から毎事業年度収支決算書の提出を受け、必要に応じ報告を求めるなどして、協会の毎事業年度の収支状況の正確な把握に努めているところである。

二について

協会の収支決算書によると、平成十九事業年度の事業活動の収益は、事業活動収入の約五パーセント（五億八千四百二十三万六千九百十二円）となっており、文部科学省としては、現時点において、協会の事業活動により必要以上の収益が生じているとは認識していない。

三及び四について

文部科学省としては、御指摘の不祥事を受けて、協会に対して、再発防止策を策定するとともに具体的な取組を進めるよう適宜指導を行ってきたところであり、公益法人として適正な業務運営が行われるよう引き続き必要な指導監督を行ってまいりたい。